

## 第8回 熊本市・富合町合併協議会開催

とき 平成19年10月2日（火）  
ところ KKRホテル熊本

議員専門部会へ付託された事項のうち、承認を受けた「一部事務組合等の取扱い」について会長へ報告がありました。

また、前回提案と継続審議となった7件の協議項目のうち5件が承認されたほか、今回は5件の協議項目が提案（第9回協議会参照）されました。



### 報告事項

#### ▼第6回議員専門部会報告

1 協議第15号 一部事務組合等の取扱い  
については、関係団体との協議の結果を踏まえ、協議会に報告しました。

### 承認された項目

#### ▼協議第10号 一般職の職員の身分の取扱い

○合併時に在職する富合町の一般職の職員（教育長を除く）は、市町村の合併

の特例等に関する法律第12条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとします。

職員関係の制度については、熊本市の制度に統合します。

職員の職位、給与などの処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図るものとして承認されました。

#### ▼協議第11号 合併市町村基本計画

○「熊本市・富合町  
新市基本計画  
(案)」については、  
提案のとおり承認  
されました。  
※詳しくは、合併協  
議会ホームページ  
をご覧ください。



#### ▼協議第13号 条例、規則等の取扱い

○合併後の条例・規則等は、熊本市の条例・規則等を適用します。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例・規則等の制定、改正等を行うものとして承認され

ました。

#### ▼協議第14号 事務組織及び機構の取扱い

○熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行います。  
富合町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことのないよう適切な措置を講ずるものとして承認されました。

#### ▼協議第34号 農林水産関係事業の取扱い(その4-1)

■認定農業者協議会補助金  
○継続審議となっていました。合併後5年間は現行どおり存続し、その間、関係機関と調整を図ります。その後については、熊本市の制度に統合するものとして承認されました。

## 第9回 熊本市・富合町合併協議会開催

とき 平成19年10月12日（金）  
ところ KKRホテル熊本

前回提案と継続審議となっていた5件の協議項目が承認されたほか、今回は2件の協議項目が提案・一部再提案（3〜4ページの第10回協議会参照）されました。

### 承認された項目

熊本市が当分の間  
宇城広域連合に加入します

#### ▼協議第15号 一部事務組合等の取扱い

○関係団体との協議の結果、次のとおり取り扱うものとして承認されました。

- 一部事務組合  
熊本市市町村総合事務組合及び熊本市市町村職員共済組合については、富合町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行います。
- 富合町が加入している一部事務組合  
(共同処理する主な事務)  
熊本市市町村総合事務組合  
① 職員の退職手当に関すること  
② 消防団の損害補償等に関すること

■ 広域連合  
宇城広域連合については、富合町が合併の日の前日をもって当該連合から脱退しますが、富合町域にかかるとする事務、し尿処理施設に関する事務、ごみ処理に関する事務及び火葬場に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入します。この加入期間及び介護認定等その他の事務の取り扱いについては、合併時までに宇城広域連合と調整を行います。

- 富合町が加入している広域連合  
(共同処理する主な事務)